

定 款

第1章 総則

第1条（商号）

当会社は、株式会社日宣と称し、英文では N I S S E N I N C. と表示する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 広告宣伝に関する企画及び制作業務
2. 新聞、雑誌、放送、セールスプロモーション、映画、屋外、交通、ダイレクトメール及びインターネットその他すべての広告、広報業務
3. 広告宣伝物の販売
4. 展示会等のディスプレイの企画、設計、施工
5. イベントの企画、立案、制作業務の請負並びにその興行
6. 建設工事業、鋼構造物工事業及び内装工事業並びに建築の設計及び監理業
7. ダイレクトメールの企画、制作、発送代行業
8. インターネットのホームページの企画、立案、制作の受託業務
9. 情報処理サービス業、各種情報提供サービス業及びその代行並びにそのコンサルティング業務
10. インターネットを利用した商取引、決済処理に関する事務の受託及びその代行
11. インターネットを利用した市場調査、分析に関する業務及びその代行
12. インターネットを利用した各種商品の販売及びEC（電子商取引サイト）の開設並びに運営
13. 商品開発及びコンサルティング業務
14. 書籍の企画、制作、出版並びに販売
15. 放送番組、映像ソフト、音声ソフトの制作、販売及び供給
16. 放送法に基づく委託放送事業
17. ゲーム機器、ゲーム周辺機器及びゲーム用ソフトウェアの企画開発並びに製造販売
18. 電気通信事業法に定める電気通信業及びその代理業務
19. 経営コンサルティング業務
20. 労働者派遣事業
21. 職業紹介事業
22. 人材教育・人材育成に関する業務
23. 旅行プランの企画、立案

24. 紙器、段ボールその他包装用品の製造販売
25. 損害保険の代理業及び生命保険の募集に関する業務
26. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理業
27. 総合リース業
28. 倉庫業及び荷役作業請負並びに梱包・発送・解梱業務
29. 宅配便、トラック便、航空便の取次業務
30. コールセンターの運営
31. 下記の物品の企画、開発、製造、販売、輸出入、レンタル及びメンテナンス並びにこれらの運用代行、コンサルティング業務
 - (1) 電気電子通信機器及びその周辺機器並びにこれらのコンテンツ
 - (2) 液晶カラーディスプレイ及びその部品
 - (3) コンピューター及びその周辺機器
 - (4) 電気電子部品
 - (5) 産業用電気電子機械器具及びその部品
 - (6) ソフトウェア
32. ケーブルテレビ事業に関する企画、計画立案及びこれらのコンサルティング業務
33. 古物売買業
34. 発電、売電及び電力の小売りに関する事業並びにコンサルティング業務
35. 地域振興事業の企画及び実施
36. 前各号に付帯する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条（公告の方法）

当会社の公告は、電子公告により行う。

- 2項 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第5条（機関の設置）

当会社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置くものとする。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、680万株とする。

第7条（単元株式数）

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株式の権利制限）

当会社の株主は、その有する単元未満株式については、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条（株主名簿管理人）

当会社は株主名簿管理人を置く。

- 2項 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3項 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第10条（株式取扱規程）

当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第11条（基準日）

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することのできる株主とする。

- 2項 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

第12条（招集）

定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はある場合に随時これを招集する。

第13条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれを招集する。

- 2項 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わり、取締役全員に事故があるときは、出席株主の中から選ばれた者がこれに代わる。

第14条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2項 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第15条（決議方法）

株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2項 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合は、代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第17条（議事録）

株主総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果、その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役並びに議事録の作成に係る職務を行った取締役が、これに署名もしくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

第18条（取締役の員数）

当会社の取締役は15名以内とする。

第19条（取締役の選任）

取締役は、株主総会において選任する。

- 2 項 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 3 項 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第20条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第21条（代表取締役、役付取締役）

取締役会の決議により会社を代表すべき取締役若干名を選定する。

- 2 項 取締役会の決議により取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第22条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 項 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。

第24条（取締役会の決議）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

第25条（取締役会の決議等の省略）

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が

書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（但し、監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第26条（取締役会の議事録）

取締役会の議事については、議事の経過の要領及びその結果、その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した取締役及び監査役並びに議事録の作成に係る職務を行った取締役が、これに署名もしくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

第27条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定められる取締役会規程による。

第28条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によってこれを定める。

第29条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 項 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第301条（相談役及び顧問）

取締役会の決議により相談役及び顧問を置くことができる。

第5章 監査役及び監査役会

第31条（監査役の員数）

当会社の監査役は5名以内とする。

第32条（監査役の選任）

監査役は、株主総会において選任する。

- 2 項 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

第33条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 項 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 項 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 4 項 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

第34条（常勤監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第35条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 項 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第36条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第37条（監査役会の議事録）

監査役会の議事については、議事の経過の要領及びその結果、その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した監査役及び議事録の作成に係る職務を行った監査役が、これに署名もしくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

第38条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定

められる監査役会規程による。

第39条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等については、株主総会の決議をもってこれを定める。

第40条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 項 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

第41条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第42条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 項 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第43条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

第44条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

第45条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

第46条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

2項 当会社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。

4項 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

第47条（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2項 未払の配当金には利息をつけない。

（附則）

（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

第1条 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

2022年5月26日変更

この写しは、原本と相違ないことを証明致します。

2022年5月26日

本店 東京都千代田区神田司町二丁目6番地5

商号 株式会社 日 宣

代表取締役社長 大 津 裕 司